

## 訪問看護ステーション花むつみ 利用料金表(医療保険)

令和5年11月1日現在

## 1. 訪問看護基本療養費・管理療養費

## ◆1日当たりの料金

1回の訪問時間は30分~1時間30分です

	基本療養費 週3日まで	基本療養費 4日目以降	管理療養費 月の初日	管理療養費 月の2日目以降
通常時間帯(1割)	555円	655円	744円	300円
通常時間帯(2割)	1,110円	1,310円	1,488円	600円
通常時間帯(3割)	1,665円	1,965円	2,232円	900円

○ 上記の料金には、交通費も含まれます。(通常の事業の実施地域内)

## 2. 加算料金 (単位:円)

サービス内容	算定 単位	1割 負担	2割 負担	3割 負担
24時間対応体制加算	月	640円	1,280円	1,920円
緊急訪問看護加算	回	265円	530円	795円
夜間・早朝訪問看護加算 (18:00~22:00・6:00~8:00)	回	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	回	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算(90分以上)	回	520円	1,040円	1,560円
特別管理加算(Ⅰ)	月	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	月	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算				
看護師+看護師等		450円	900円	1,350円
看護師+准看護師等		380円	760円	1,140円
看護師+看護補助者		300円	600円	900円
ターミナルケア療養費	月	2,500円	5,000円	7,500円
在宅患者連携指導加算	月	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2回 /月	200円	400円	600円
退院時共同指導加算	回	600円	1,200円	1,800円
特別管理指導加算	回	200円	400円	600円
退院支援指導加算				
初回訪問時90分まで		600円	1,200円	1,800円
初回訪問時90分以上		840円	1,680円	2,520円

※各種加算要件については次面に記載しております。

## ◆その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、「通常の事業の実施地域」以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 通常実施地域を超え、片道5km経過した地点から自宅までの距離 = 1kmあたり 30円
死後の処置料	5,000円(税込)
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、できるだけサービス利用前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がご自宅に伺った場合はキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。 キャンセル料金:2,000円 ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合はキャンセル料は不要です。

【加算要件】

24 時間対応体制加算	状態が急に变化した場合等は、計画外の訪問が可能です。緊急時の訪問毎に実際の訪問に対し規程の訪問料をいただきます。
緊急訪問看護加算	主治医の指示により訪問看護を行った場合に加算します。
夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	18:00～翌午前 8 時までの時間帯に訪問看護を提供した場合に加算します。
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者で、訪問看護を 1 時間 30 分以上行った場合に加算します。
特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。留置カテーテルの使用・気管カニューレを使用している場合に加算します。
特別管理加算（Ⅱ）	以下のいずれかに該当する場合に加算します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅自己腹膜灌流指導管理</li> <li>・在宅血液透析指導管理</li> <li>・在宅酸素療法指導管理</li> <li>・在宅中心静脈栄養法指導管理</li> <li>・在宅成分栄養経管栄養法指導管理</li> <li>・在宅自己導尿指導管理</li> <li>・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理</li> <li>・在宅自己疼痛管理指導管理</li> <li>・在宅肺高血圧症患者指導管理</li> <li>・人工肛門、人工膀胱の設置</li> <li>・真皮を越える褥瘡</li> <li>・週 3 日以上の点滴注射</li> </ul>
複数名訪問看護加算	看護師 1 人での訪問が身体的理由により困難もしくは危険を伴う行為がある場合に同意を得て、複数の看護師等が訪問看護を行った場合に加算します。
ターミナルケア療養費	死亡日および死亡日前 14 日以内に、2 日以上のターミナルケアを行った場合に加算します。 主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画、支援体制について利用者とその家族に説明し、同意を得てターミナルケアを行います。
在宅患者連携指導加算	訪問診療を行っている医療機関、訪問歯科診療を行っている医療機関、訪問薬剤管理指導を行っている調剤薬局等の医療関係職種間で月 2 回以上、文書により情報共有を行った際に加算します。
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅で療養している利用者の状態の急変や診療方針の変更等の際、カンファレンスを行い適切な診療方針を立てること、診療方針の変更についての情報共有を行った場合に加算します。
退院時共同指導加算	病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院から退院または退所する利用者やその看護にあたる者に対して、病院等の主治医、看護師と連携して在宅生活における指導を行った場合に加算します。
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち特定の状態にある利用者に対して退院時共同指導を行う場合に加算します。
退院支援指導加算	退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合に加算します。